

## 監査等の品質管理方針

平成30年11月30日制定

令和2年3月31日改正

熊本市監査基準（令和2年3月27日制定）第11条の規定に基づき、本市における監査等を適切に実施するために必要な品質管理の基本方針及び基本手続を次のとおり定める。

### 1 基本方針

監査等の品質管理について、次に掲げる点に留意して取り組む。

- (1) 熊本市監査基準及び熊本市監査要領（令和2年3月27日制定）を遵守して監査等を実施しているか。
- (2) 各監査等の実施計画及び監査等の着眼点を踏まえ、効果的かつ効率的に監査等を実施しているか。
- (3) 監査等結果報告は、市民にとってわかりやすいものであるか。

### 2 基本手続

基本方針を踏まえ、次の手続による品質管理を行う。

#### (1) 事務局職員による日常的な品質管理

- ①職員は、基本方針に掲げる事項に留意して監査等を実施する。
- ②職員は、監査等の終了後に監査等の結果の記録を作成し、その記録が着眼点等に沿ったものか確認した上で、事務局長に報告する。
- ③事務局長は、監査等の実施状況を把握し、監査等の結果の記録の内容について、監査等の品質を確保するため、必要な指示及び指導を行う。

#### (2) 監査委員による定期的な品質管理

- ①監査委員は、監査委員協議会に提出される監査等の結果の案の品質を確保するため、事務局に対するヒアリングを行い、必要に応じ監査等において入手した証拠等の提示及び説明を求め、不備がないかを確認する。
- ②監査委員は、品質確認の結果検出した要改善事項については、項目ごとに改善内容について事務局から報告を受け、その状況を確認する。